

11,158 億圓、23 年 22,288 億圓であって、所得税の対象となる所得は國民所得の約 60% にすぎないのである。(「基本統計集」第 32 表参照) 他方シャウブ報告書では 24 度年國民所得について「最低 3 兆圓、實際はこれを數千億圓乃至 1 兆圓上廻る」と推計している。

課税所得と國民所得との内容は、その分類原理が同一でないから、ただちにこれを比較することは許されない。ことに國民所得統計の事業所得のうちには法人留保がふくまれている。が、わが國の國民所得における法人留保は甚しく少額であって、事業所得に對して大きな影響を與えていない。そこで課税所得において勤労所得が相對的に大きく評價されている。むしろ勤労所得以外の所得が比較的輕く見積られているようにみえる。のみならず、勤労所得のうち申告分は、昭和 22 年 8.6%、23 年 11.1% であって、すなわち約 90.0% が源泉徴収によるものなのである。勤労所得の源泉分は所得形成と同時に徴収されるのに、申告分は相當期間の後に徴収されるので、インフレーションにおいては前者の方々不利である。さきに 23 年度申告分所得の分布について指摘したところを考え併せるならば、いまだ申告納稅制度が完全に實施されていないことを、同時にまたこの源泉徴収分と申告分との取扱いの不公平を示しているといえよう。いずれの統計が實相に近いかは、これ以上立入らないが、國民所得統計における、業主所得の推計も課税所得のそれも、主として賣上額の趨勢によるもので、兩者の差異もまた主としてこの推計の差に歸せられるが、いずれもインフレーションに伴う收益率の變動については充分な考

慮が拂われていないのである。

所得税統計を中心とする租税負擔の分析は、なお追求すべき問題を多く残しているけれども、一應ここで終ることとしよう。以上の追求の途上において、しばしば資料の不完全を指摘し、その實情の不合理に言及した。しかしこれは統計作成者の誤謬に歸せられることではなく、むしろ利用者の負うべき責任もある。このような不完全な資料のままで、國民生活にとって深刻な影響をもつべき租税の問題を、單に財政技術のみにゆだねてその效果の判定を怠っていたことは、國民の租税に対する無關心を示すものであって、深く反省を要する。ついで、わが國の租税負擔の程度について國際比較を試みるべきであろうが、およそ國際比較にはなによりも生活水準の比較を前提とし、この生活水準の國際比較の方法はいまだ満足すべき解決に達していないと思われる。それゆえに、これに関するすべてをあえて省略したのである。

經驗科學の對象は生成して止まぬ生ける現實である。この調査はこの現實への接近の第一次報告にとどまる。そして、科學は單に書かれた過去の經驗の吟味だけに停滞しえず、また非現實な假定の上に立つ單なる推理に止まることができずに、たえず新たなる現實に對決しなければならない。この對決にあたって依るべき基準そのものの探求は、むしろ科學の領域を超える。そして、いかなる科學もその眞の對象たる複雜な經驗の分析吟味をはなれては、なにらの前進をもなしえないのである。

(高橋長太郎)

## II 勤労者生計と所得税負擔

### I は し が き

今日「減税」という政治的スローガンはそれが眞にもたらす經濟的效果にたいする期待をこえて人々の心を幻想的にさえとらえるものがある。いわゆる「大衆課税」の實態は勤労者の生計にそれほどにまで重壓を加えてきたのであった。この現實はわれわれが日々の生活を通じて十分に感得してきたことがらであって、あえて研究室の手による解明を煩わすを要しない、いなかたくなな「客觀的分析」はかえってこの問題のもつ切實な現實感をそこねる憂えさえあると爲されるかもしれない。たしかに

そうであってこのことを憂えながらわたくしはこの文をつくる。

戰後のインフレーション進行の過程において勤労所得税のとり方は數回の改訂をへて本年 4 月以降実施豫定の減税案に及んでいる。一定の時期に實施された累進税率はその後進行するインフレーションのもとで、物價と賃金が循環的に上昇するという現實に當面しつゝ常にその過度の適用をみてきた。もともと重い税率がより重く作用することが結果として起った。將來の名目賃金の上昇を見越して累進税率表を定めなかったのは政府の短見であると事後的に批判することは單に誰にでもできるとい

う以上に、無意味である。源泉課税としてその月々に「その顔をみずとにとられる」勤労所得税はかくて政府の意圖するところを越えてより重いものとなって勤労者の家計にかぶさった。インフレーション下累進税率の作用である。まずこの點を計数的に整理してみる。

終戦以来今日までわれわれの生計は徐々に改善されてはきたが、いまなお不安定である。収入の全額を消費に支出してもなお最低生活を營みえないような家計のアンバランスの上に、前述のような累進税の作用が最近までつづいてきたのである。基礎控除額は最低生活費をもって算定するという如き正常的尺度が全くものをいえない異常な課税状態のもとで、勤労者の生計はこれにどんな適應を示したであろうか。税負担の「苦痛度」はどのようにであったか。それを測る尺度があるか。これらの點についての分析の一つの試みの結果を第二に述べる。

## II インフレーション下、累進税の作用

税と収入との関係を連續的にみるために二、三の假定をおかなければならぬ。賃金収入として二つの系列をとることが便利である。一つは労働省の毎月勤労統計の全國工業平均賃金月額を世帯主が収入とする世帯（扶養家族1.5人），これを平均賃金世帯とする。他は標準世帯（扶養家族3.2人），この世帯主の賃金収入は工業平均賃金の1.72倍とする。1.72倍という係数は23年3月で打ちきられた安本及び労働省の都市家計調査結果からえられた経験値であって最近では實情とやゝはなれてきたと思うが、資料利用の便宜上これをつかう。<sup>1)</sup> 23年7月以降のみならFISをつかうのがよい（後述参照）。平均賃金世帯も、標準世帯もともに抽象的なものであるが、この二世帯の世帯主の賃金収入にたいする所得税負担の変遷をみるとことによって、現實の複雑を單純化してあらわすことにする。

資料の關係で昭和22年4月以降をとりあつかうこととするが、このとき21年9月以降実施の税法が改正されて基礎控除4,800圓、扶養控除240圓となった。この時を[I]期とする。次の改正が22年12月、扶養控除が480圓に引上げられ、勤労控除25%が加わった。これを[II]期とする。1,800圓ベースが2,920圓になった時期。3,700圓ベースへの改訂と同時に行われた改正

1) 都市家計調査はCPS以前の最も廣範囲なデータであるが、その世帯主の勤労収入平均額が工業平均賃金月額にたいして平均的に示した倍率をとったのである。この調査における「負擔額」の項は所得税を含んでいて家計調査による税額調査として最もよいものと思うが、他の諸負担と分離できないので、實納所得税額をとってこゝに使用することができない。

が23年7月（正しくは6月半ば）、基礎控除15,000圓、扶養控除1,800圓—[III]期、これは6,307圓へのベース改訂をへて本年1月臨時特令が実施されるまで最も長い間つゞいた。臨時特令を[IV]期とすれば本年4月以後は[V]期となる。勤労控除15%，基礎控除25,000圓、扶養控除は所得額で12,000圓の豫定である（各期とも税率改正の敍述は省略）。

各期における世帯主の賃金収入とそれにたいする所得税は第1表に示すような變遷をたどった。この表は例えれば次のように讀まれたい。（A）の[III]期について工業平均賃金は4,870圓であったが、この月に税が改正になった。もし[II]期の税、つまり舊稅法なら930圓になるところを、新稅法で290圓に輕減になった、賃金収入にたいする率では19.2%になる筈のところを6.0%となつたというように。變遷の實態は表についてよまれる如し。説明略。

第1表 名目賃金と所得税の變遷

(A) 平均賃金世帯

期 (昭和)	年月	賃金(W) (圓)	所 得 稅 (T) (圓)		所 得 稅 / 賃 金 (T/W)(%)	
			舊	新	舊	新
[I]	22. 4	1,240	270	140	21.9	11.2
[II]	22.12	2,740	600	240	21.9	8.9
[III]	23. 7	4,870	930	290	19.2	6.0
[IV]	25. 1	8,920	1,180	930	13.2	10.4
[V]	25. 4	8,920	930	800	10.4	9.9

(B) 標準世帯

期 (昭和)	年月	賃金(W) (圓)	所 得 稅 (T) (圓)		所 得 稅 / 賃 金 (T/W)(%)	
			舊	新	舊	新
[I]	22. 4	2,130	890	350	41.7	16.4
[II]	22.12	4,720	1,410	870	29.1	18.4
[III]	23. 7	8,380	2,130	770	25.4	9.2
[IV]	25. 1	15,340	2,930	2,080	19.1	13.6
[V]	25. 4	15,340	2,080	1,780	13.5	11.6

備考：1) [II]期は12月で特別に賃金が高いので22年11月と23年1月の平均をとる。

2) 何れも10圓単位に四捨五入。

3) [IV]期の賃金は昨年11月の實績数字、これが[V]期にも不變と假定する。

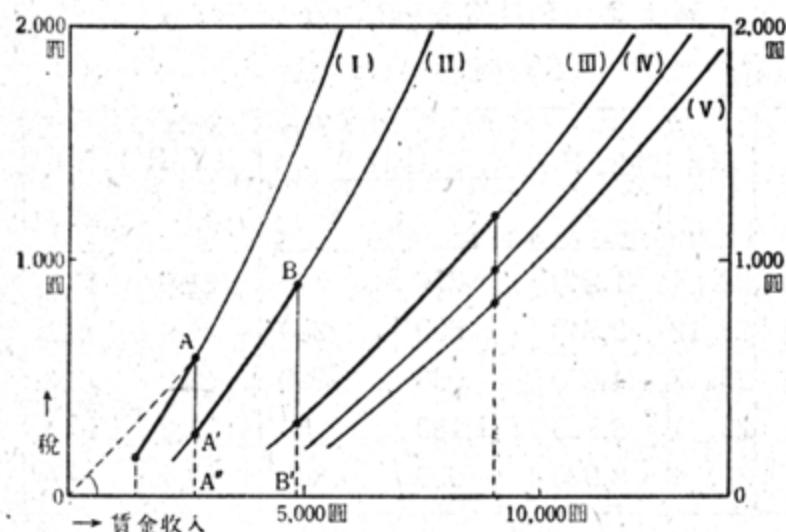
4) 舊稅は實際には改正前月まで作用したものであるが、事態を明かにするため、新舊兩稅を同月で比較してある。以下の諸表についても同じ。

平均賃金世帯（1.5人扶養家族）を例にとりその賃金収入についての税の累進を各期比較するように圖示したのが第1圖である。[I]—[V]の曲線は各期の税累進を示

す。[I]期から[V]期まで累進の程度は次第にゆるやかになってきたことは明かであるが、この想定された世帯主の収入が第1表(A)に示したような変動をしたとすれば、これにたいする税額の変動は図中太線がその趨勢を示すよううござきとなり、相隣る曲線に交る直線の長さが改正時の減税額に相当する。曲線上の任意の点(例えばA)と原點とのなす角の正切が第1表の税負担率( $T/W$ )をあらわすこというまでもない。

この図は収入と税の関係の変遷を単純模型的に示す目的で書かれてある。現實にはたとえば[I]期において税額が $A'$ と $B$ の間をこのような線を描いて動いたのではないが、賃金収入が $A''$ と $B'$ (2,740圓と4,870圓)の間にあったと見られる限り、現實の税額はその趨勢が $A'B$ となるように動いたとみてよいであろう。そのように讀まれたい。

第1圖 賃金と税率の変遷



さてこのような税額の変動は名目賃金と物価の循環的な上昇のもとに起ったのであるが、物価指數を全都市改正 CPI にとるならば、23年平均を 100 として次の如く変動した。

$$40.7[\text{I}] \rightarrow 75.4[\text{II}] \rightarrow 108.0[\text{III}] \rightarrow 131.4[\text{IV}]$$

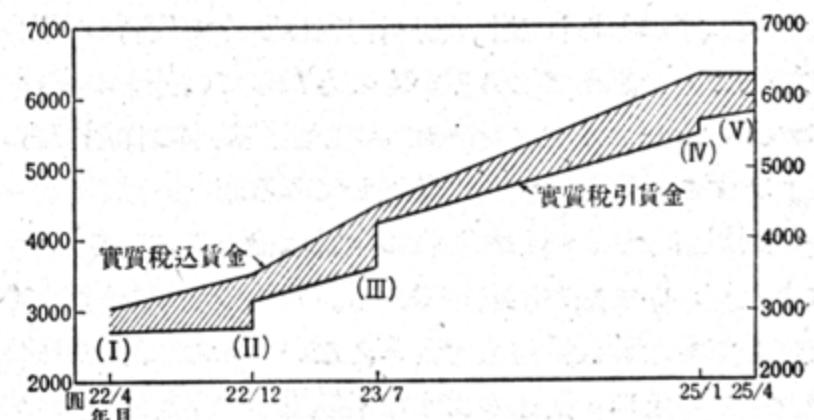
[II]期は 12 月で特別なので 11 月と 1 月の平均を、[IV]期は昨年 11 月をとった。これで第1表(A)の賃金をデフレートすれば、

$$3,040\text{圓}[\text{I}] \rightarrow 3,480\text{圓}[\text{II}] \rightarrow 4,510\text{圓}[\text{III}] \rightarrow 6,790\text{圓}[\text{IV}]$$

となり税込の實質賃金は各期を通じて上昇したことを明かに示している。けれどもこの實質的上昇のかなりの部分、初期においては殆んどその全部さえもが累進税のインフレ下作用のために税と化した。第2圖はこの點を平均賃金について示す。ハッチ部分が税である。各改正時以後兩直線間の距離は常に擴大してきたこと、實質税額は改正時における舊税について大差なく負担率の輕減は實質所得の増加によって行われてきたことをよまれたい。

いま [I]期以後 [V]期まで賃金の實質額がつねに不變に [V]期の平均賃金であった世帯主を想定しよう。

第2圖 實質賃金の増加と税增加の關係



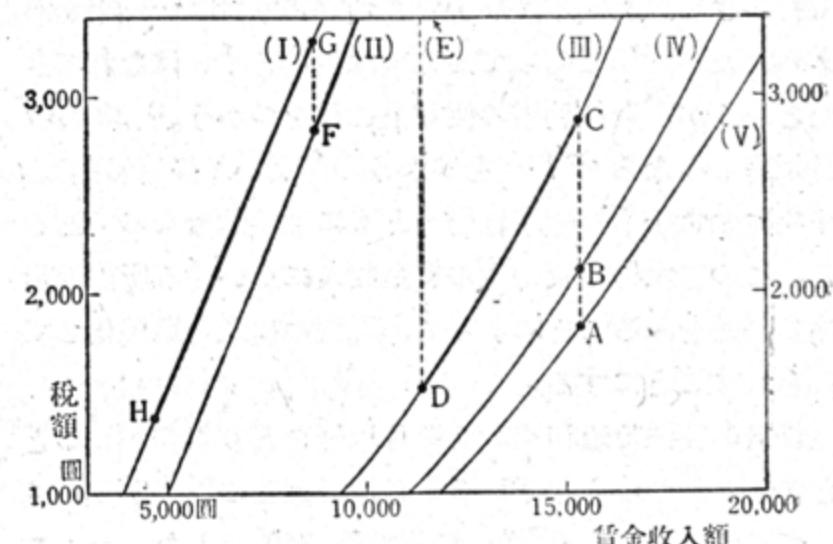
[V]期は [IV]期と同一物價水準と假定すれば、この人の名目賃金は前述の CPI を用いれば次のように變動した筈である。比較の便に供するためこんどは扶養家族の多い標準世帯主のそれ〔第1表(B)〕をとる。

$$4,740\text{圓}[\text{I}] \rightarrow 8,800\text{圓}[\text{II}] \rightarrow 11,370\text{圓}[\text{III}]$$

$$\rightarrow 15,340\text{圓}[\text{IV}] \rightarrow 15,340\text{圓}[\text{V}]$$

第1圖と同じ要領で第3圖を作る。[I]→[V]の5曲線は扶養家族 3.2 人における各期の税曲線である。25年4月の物價水準で 15,340 圓の世帯主勤労收入に等價の勤労收入にたいする税額は A 點から順次に B, C, D, ..., H の各點によって示されるデクザクな變動をする。E 點は實に 5,000 圓を超える多額なので圖からはみだしている。インフレ下累進税率の作用は [II]期と [III]期の間ににおいて最も甚だしかった。

第3圖 等價賃金の税變遷



税額そのものゝ變遷と、等價實質單位を尺度とした變遷とそして今年の4月を起點としてその實質賃金收入ではなかった變遷と、この三面から觀察した。源泉所得のこの負擔状態は營業業主等が一時にまとめて所得税を支拂うことによって納税に貨幣價值の低落を利用した點にたいして比較的に考えるときは、税の強度は相對的により一層強いものとして勤労者に作用したことが注目されねばならない。勤労者はかかる税の壓力にたいして何等抵抗を示さなかつたわけではない。賃金引上げ運動が名目額についてではなくその手取額について行われてきた

ことを指摘すればよいであろう。この運動の力が強く作用するときは本来の性質上その轉嫁を豫想せざる所得税が轉嫁されるという現象をうむようになる。かゝる現象が起るときは税負担か社會的にその限界點を超えているものと解されていいであろう。わが國のイシフレーション過程においてもこのような現象がある程度は觀察されたように考えられる。

### III 税負担の「苦痛度」

源泉徴収制度下ではわれわれの賃金、俸給は文字通り「手取り」として考えられているから、税を現實の家計支出としては感じにくい。だがそれは家計の他の諸項目が生活のための支出であると類同にやはり支出である。税の本質はもとより單一ではないがその支出によってわれわれの國家生活上受ける有形無形のサービスが國家から與えられるとすればその效用を私生活的支出によってうる效用と類同に比較することも許されよう。またもし一定額の税を支出しなければ消費者が購買したであろうと推定される財貨やサービスの分量をはかりうれば、それはその税が家計に強いた犠牲量をあらわすであろうと考えることもできよう。こゝでは後の方の考え方を開する。

Allen, Bowley の分析以来家計各項目の支出については平均支出率と限界支出率、その組合せによる分析がよく用いられてきている。昭和 22 年 11 月の東京 CPS についての總理廳統計局の特殊分析から 4 人世帯に關する部分を探って計算した結果が第 2 表の上半にかゝげてある。 $k$  は限界支出率、 $\bar{\omega}$  は平均支出率である。 $\eta$  は  $k/\bar{\omega}$ 、平均彈性をあらわす。同じ表の下半は昭和 7—8 年内閣統計局家計調査の東京労働者についての分析結果であって、相當項は  $k'$ ,  $\omega'$ ,  $\eta'$  で示されている。この場合  $\omega'$  は平均階級でのなく、平均階級の支出額の約 70% の支出額に相當する階級のそれをとつてある。實質消費水準をできるだけ、戦後のそれに近くするためである。

CPS の總平均は東京に關する統計局の過去 8 回の分析によれば労務者、事務者の平均と大差がない（後掲第 3 表參照）。平均 CPS を勤労者の生計費として代用する。

いま論を簡単にするために赤字等經常外の收入方法で處理すべき事情のあったことを問わないとすれば、税の收入にたいする負擔率を  $t$  とするとき  $kt$  の値はそれだけの税を各項目の支出節減によって負担する配分を示し、 $\eta t$  は各項目におけるその負擔率をあらわすであろう。 $k$  は定義によって支出の限界變動分の各項目への配分を表すからである。たとえば第 2 表の戰後家計において  $t=20\%$  とすれば支出總額を 100 とした単位で、主食 5.6, 非主食 6.8, 被服 2.1, 光熱 0.8, 住居 1.3, 雜費 3.3 の節約によって納稅が可能となっていることを示す。またこの場合各支出項目についての節減率は  $\eta$  から主食 11.8%, 非主食 17.0% 等となろう。もし戰前の家計に同率の税がかゝったとしたならば、その負担は主食には全くかゝらず、貯金と雜費が主として節減されることになつたであろうことは、第 2 表の  $\eta$  の値から見やすいところである。收支が均衡しているという假定のもとでさえ同額の税が貯金に代替するか主食費に代替するかという格段の質的相違がある。このことは課税が家計に及ぼす苦痛の程度を實感的に語るものと爲しうるであろう。

次に苦痛の程度を税支出それ自身についてあらわそうとすれば次のような試みが許されようか。第 2 表における  $\bar{\omega}-k$ ,  $\omega'-k'$  は必需度 (order of urgency) として知られている値である。その示す順位を同表の二つの家計についてみられたい。第 3 圖の諸曲線において標準世帯主について、その收入の近傍においてそれがほど直線であると見做してもよいとすれば、その直線の勾配は第 2 表にかゝげた限界支出率  $k$  の意味に類同である。[I] 期について  $k=0.320$  なら第 1 表から  $\omega=0.184$ 、したがって  $\omega-k=-0.136$  をうる。これは通常の必需度の考え方を税負担の場合に適用したものに他ならない。[IV] 期については  $\omega-k=0.116-0.220=-0.104$  となる。こ

第 2 表 戰前戦後家計の分析對比

	飲食物	主食	非主食	被服	光熱	住所	雜費	貯金
$k$	0.620	0.280	0.340	0.104	0.042	0.068	0.166	—
$\bar{\omega}$	0.709	0.309	0.400	0.071	0.061	0.027	0.132	—
$\eta$	0.87	0.91	0.85	1.46	0.68	2.55	1.26	—
$\bar{\omega}-k$	0.089	0.029	0.060	-0.033	0.019	-0.041	-0.034	—
$k'$	0.140	0.000	0.140	0.124	0.024	0.101	0.296	0.315
$\omega'$	0.383	0.141	0.242	0.098	0.047	0.168	0.224	0.080
$\eta'$	0.36	0.00	0.58	1.27	0.51	0.60	1.32	3.93
$\omega'-k'$	0.243	0.141	0.102	-0.026	0.023	0.067	-0.072	-0.235

の値はその性質上0を超えてプラスとなることはなくつねにマイナスであり、その絶対値の小となることは税負擔の苦痛度が小となる、その逆は逆であるということを意味するものである。通常の必需度とはやゝその性質を異にする點に留意しなければならないが、税負擔の率( $\omega$ )のみをもってその苦痛度を論ずるのにくらべれば、この方がすぐれていよう。<sup>2)</sup>

さて最後に生計費の現実支出額について利用しうるデータから若干の推算をして補充のために附加したい。第3表は CPS の 3 カ月ごとの特殊分析から、第4表は FIS から作製したものである。苦痛度に関する前述の分析は最近のデータなきため第3表相當の數値について行うことのできないのは遺憾である。

CPS に記録された支出金額は生計のための支出をほ

ぼカバーしていると考えていゝが、かりに経常収入によってこれを完全に充足していたものとすれば、手取の俸給、賃金がこれに等しくならなければならない。第3表の所得税はこの見地から逆算したものであるがその額が驚くべき多額となることは注意を要する。われわれの前述の区分で〔II〕期は最も税の重壓がきびしかった時期であるが、23年3月、同6月は税が手取額をオーバーしている。3,700圓ベースへの改訂直前においてインフレと累進税の結合作用は最も強くその矛盾をもっていた。もっとも前表の推定所得税は、實納所得税に比して遙かに過大であることは勿論である。當時生計費は経常収入以外の源泉によって償われていた率が大きかったことは指摘するまでもない。このことは第4表のFISの世帯主勤労収入と前述のCPS金額とを対比することによつ

第3表 職業別 CPS 月支出金額と推定所得税

	労務者事務者 (A)	官公吏教員 (B)	業主 (C)	無職その他 (D)	(A) の所得税	(B) の所得税
22年11月	6,671圓	6,446圓	8,324圓	6,099圓	5,756圓	5,419圓
23年3月	8,515	8,096	9,541	6,767	8,584	7,653
6月	9,695	10,089	9,637	7,932	12,269	13,845
9月	11,448	12,609	11,387	7,571	2,251	3,091
11月	13,200	12,906	13,487	9,032	3,451	3,251
24年3月	14,949	13,848	16,096	10,541	4,878	3,978
6月	14,435	13,512	15,165	12,560	4,428	3,663
9月	14,682	15,991	14,534	14,162	4,653	5,816

備考：(A), (B) の所得税は CPS 支出金額が手取となるべき収入の負担税額として扶養家族 3.2 人として逆推算せるもの。

2) 任意の支出項目への支出金額を  $x$ , 支出される総所得を  $e$  とするとき, 経験的に勤労者家計の範囲については支出額の変化が直線的であるとみられるので  $c$  を常数として

$$\text{したがって, } \frac{x}{e} = k + \frac{c}{e}$$

$$x/e = \omega \text{ とすれば } \frac{c}{e} = \omega - k$$

$c$  は  $e=0$  の場合の  $x$  の値であって必需度の極限的な尺度である。したがって  $(\omega - k)$  は相對數での必需度の尺度となる。相對數であって貨幣単位や調査の場所、時期に影響されないから  $c$  より  $(\omega - k)$  の方が比較に便利である (Allen, Bowley: Family Expenditure 1935. 参照)。

所得税の場合は第1圖や第3圖にみるようによくで取扱っているような最下級の所得階層群についても厳密には(1)式は妥當しない。したがって $(\omega-k)$ を苦痛度の尺度として、適用することは低い所得階層について近似的、便宜的にのみ許される。

#### 第4表 FIS の世帯主勤労收入と税額

	收 入	所得稅額	稅負擔率
23年 9月	7,579圓	623圓	8.2%
11月	8,406	814	9.7
24年 3月	9,822	1,143	11.4
6月	10,613	1,353	12.8
9月	10,795	1,379	12.8

備考： 稅額は税率表による計算数字で實納額の調査ではない。

ても明かにならうところである。けれども敢て第3表を作製したのは、當時の税の作用の實態を描き出さんとするためであって、1萬圓の家計が可能なための勤労收入は實に2萬2千圓を要したという事實は、當時の家計におけるディスセイビングの現象は單に賃金、物價の不均衡からだけではなく税の側からの壓力をさけるためにもまた不可避であったことを示すといえるであろう。

所得税負担の家計への影響を苦痛度という立場のみに

よって測ることは誤解をまねきやすいであろう。國家の立場からすれば税は一種の必需品たる筈でありその必要な程度は一種の必需度である。論こゝに至れば主食費さえも節減することによって負担している税が支出面において國家生活上いかなる作用と效果をもつかの検討が當然に問題となる。生活必需品にたいする直接、間接の價格差補給金の如きは苦痛と受益の兩面の比較という當面の問題の量的検討の好きケースを提供する。この點は現に最近の財政経済政策の一重要課題となっているがこゝでは立ち入りえない。こゝで、指摘したい點はこうである。すなわち、勤労者家計の税負担がなおこのように重

いという事實は、その負担者の苦痛度の強さに對應した強さの財政支出の必需度が存在すべきことを當然に要請していること、これである。現在の歳出面はよくこの批判にたえうるであろうか。

〔附記〕わが國には今日收支を同一世帯について調査する式の家計調査の信頼すべき連續的なものが皆無である。このような事態が生じた理由についてはこゝに述べないが、この事態が改善されない限りは、租税負担を實支額について家計の分析中にとり入れて充分に行うことは不可能である。この小調査がかなり假定と抽象を餘儀なくされた所以もこゝにある。この點の自主的な改善の急務をこゝに提言する。

(大川一司)

### III 税法上の公正と適用上の公正

所得税の負担は税法を見ただけでは分らない。たとえば、こんどの改正案(1950年1月18日各紙所報)によると、月給1萬圓の獨身給與所得者は、毎月1,395圓の所得税を拂うことになっていて、現行にくらべると15%だけ税額がすくなくなるとか、どの所得階層の人をとっても、所得税にかんするかぎりは、現行よりも、またシャウブ勧告にくらべてさえも、すくなくなっているとか、所得が大きくなるにつれて負担率が大きくなつてゆく累進度はきわめて合理的であるとか、などといふ點が明らかにされているというのだが、法文の上にあらわれたこのような貌と、現實にそれが適用されたばあいの貌とのあいだには、いくつかの大きな溝が介在するものであることは、今や一般の常識となっている。

このような溝の一つに數えられるのは、まず第一に支拂の時期の問題である。時期の問題は、その他の點について全く溝がなかったとしても、インフレーションの時代にはかなり大きな問題となる。もし假りに物價が毎月10%ずつふえるような状態にあるとするならば、前の年の4月の100圓は今年の3月には285圓のねうちをもつことになって、毎月100圓ずつおさめる人と年度末に一度に1,200圓おさめる人とのあいだには、實質價值において約1.8倍のちがいを生ずる。こうした事情の下では、源泉で毎月差引かれる人は、申告で年度末におさめる人よりも、たとえ金額は名目的に同じでも、事實2倍に近い負担をせおうわけである。もっとも、現在では、物價水準が比較的安定しているから、この支拂の時期の問題からおこる溝は、ほとんど問題にならない。し

かし、終戦以來、昭和23年度分までは、名目と實質との區別をはっきりとする必要があった。こんごも又、再びインフレ的な状態がおこるようならばいには、あらためて問題となることがらである。

税法上のうわべと實際上の適用とのあいだの第2の溝は一そう大きい。すなわち、本當の所得と捕捉された所得とのちがいである。ほとんど誰にでも、100%正直に申告したばあいの所得( $Y$ )と、實際に税金を支拂う基礎となった所得( $\bar{Y}$ )とのあいだには、何がしかの喰いちがいがある。中には例外的に、 $\bar{Y}$ の方が $Y$ よりも大きかったり $\bar{Y}$ が $Y$ に等しかったりする人もあるかもしれないが、まず大部分のばあいには、 $\bar{Y}$ の方が $Y$ よりも小さい。そして $Y - \bar{Y}$ の大きさは、人により、また階層により、全くまちまちである。捕捉の網からのがれる所得が本當の所得にたいして占める割合( $\frac{Y - \bar{Y}}{Y}$ )を $d$ であらわすとすれば、この $d$ の分布が、現實にどんな形をしているか、正確なことは分らない。ただ、おそらく何びとも異存がないであろうと思われる點は、源泉で税金をおさめている人のばあいの方が、申告でおさめている人のばあいよりも、平均的にいって、 $d$ が小さいであろうということである。更にいま一ついいうことは、申告のばあい特に、 $d$ はかなりの程度まで税率の函数でもあるということ、つまり税率が低ければ $d$ も小さいが、税率が非常に高いと $d$ も相當の大きさになる可能性が強い、という點である。エリック・ジョンストン氏の有名な言葉——「フランスでは、税率を1割上げると、脱税が2割ふえて、稅收は5分減る」ということが公理みたい。